

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について条例適用外であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年2月16日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

〇〇年〇〇月、〇〇警察署において、〇〇弁護士が、〇〇に対して名誉毀損でうったえを申請した文書の開示。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2に規定された刑事事件に係る訴訟に関する書類であり、条例第17条第3項の規定に該当するとして、条例適用外決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年2月27日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年5月13日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書においておおむね次のとおり主張している。

情報公開法要綱案の考え方を、もとに考察を加えると、詳解情報公開法(抄)から引用すると、総務省行政管理局の見解では、訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第四十七条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第五十三条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法(第四十条、第四十七条、第五十三条、第二百九十九条等)及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外としたものである、と、見解を述べている。

すなわち、総務省行政管理局は、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることを、認識しての情報公開法の適用除外を用いているのである。

しかし、本件の情報公開は、今後、これからの捜査等の支障を起こすとは、全く考えられないので、情報を開示すべきと申し入れる。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象公文書は、特定人の弁護士が〇〇警察署に提出した名誉毀損にかかる「告訴状」である。

(2) 適用除外について

開示請求に対しては、何人も、実施機関に対して、文書の開示を請求することができることとされ、実施機関は、開示を求める権利を十分に尊重するものとされている。

しかし、刑訴法第53条の2において、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下情報公開法という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の規程（原文ママ）は、適用しない」と規定されており、条例においては、第17条第3項で「この条例の規定は、行政文書のうち、法律の規定により情報公開法の規定が適用されないこととされている情報が記録されている部分については、適用しない。」と規定されている。

(3) 「訴訟に関する書類」を適用除外とする考え方について

審査請求人が審査請求書で述べているとおり、刑訴法が「訴訟に関する書類」を情報公開法の適用除外としている趣旨は、

ア 訴訟に関する書類は、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきこと

イ 刑訴法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、刑訴法第53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人も訴訟記録の閲覧を認めその閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること

ウ これら「訴訟に関する書類」は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公判維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであること

にある。

(4) 本件対象公文書が刑訴法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当することについて

告訴とは、刑訴法第230条によれば、被害者その他一定の者が捜査機関に対して犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示であるとしている。

刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」の意義は、同じ文言をもって規定する刑訴法第47条の「訴訟に関する書類」と同義に解するのが相当であり、刑訴法第47条に規定する「訴訟に関する書類」は、その定義の中で、「作成段階の別により、捜査段階で作成される捜査書類、裁判所で作成される狭義の訴訟書類などに分かれ、また、内容の別により、意思表示を内容とする意思表示的文書、事実の報告を内容とする報告的文書に分かれるが、いずれの書類であっても被疑事件又は被告事件に関して作成されたものであれば、訴訟に関する書類に該当する。」としている。

これらを踏まえれば、本件対象公文書は、刑訴法第53の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することは明らかであり、条例第17条の3に規定する適用除外となるため、不開示決定としたものである。

(5) 結論

以上のことから、本件対象公文書については、条例第17条第3項該当を理由に情報公開制度の適用外と判断し、本件処分を行ったものである。

(6) 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、本件審査請求の理由について、本件の情報公開は、今後、これからの捜査に支障を起こすとは全く考えられないので、情報を公開すべきと主張して審査請求を行っているが、本件処分理由については前5の(4)のとおりであり、本件対象公文書が刑訴法第53条の2に定める「訴訟に関する書類」に該当する事実と相違はなく、審査請求人の当該主張は失当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、特定年月に、〇〇警察署において、特定の弁護士が、特定個人に対して名誉毀損でのうったえを申請した文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書は、特定の弁護士が〇〇警察署に提出した名誉毀損にかかる「告訴状」であると主張している。

当審査会において、本件請求文書をどのように特定したのかについて実施機関に対して確認したところ、審査請求人が警察本部へ来庁し、開示請求を行った際に、告訴状の開示を一貫して求めていたため、うったえを申請した

文書とは告訴状であると捉え、本件請求文書を告訴状と特定した、とのことであった。

また、審査請求人は、本件請求は特定個人からの依頼であるとして、「特定個人は弁護士に名誉毀損で訴えられていることから、弁護士から警察に告訴状が提出されているはずであり、その告訴状の開示を求める。」と説明し、対応した職員が、告訴状は刑事事件に係る訴訟に関する書類に該当するため、開示請求の適用外となる旨を説明したものの、担当者の意見ではなく、実施機関の判断を聞きたいとして、開示請求を行ったとのことであった。

上記のやり取りからすると、実施機関が、本件請求文書を特定の弁護士が〇〇警察署に提出した特定個人に対する名誉毀損にかかる告訴状としたことは、不自然・不合理であるとはいえない。

また、審査請求人は、実施機関が弁明書において、本件請求文書は告訴状であると説明していることについて反論しておらず、また、開示請求書及び審査請求書の記載からはこの点は明らかではない。

したがって、実施機関が本件請求文書を告訴状であるとしたことは妥当と認められるため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第17条第3項について

条例第17条第3項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定が適用されない行政文書については、この条例の適用除外とすることを定めたものである。

これは、情報公開法が登記、特許、刑事訴訟手続の制度等、文書の開示・不開示の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合には、当該制度に委ねることが妥当との観点から適用除外としているのと同様の趣旨である。

また、刑訴法第53条の2第1項は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、情報公開法の規定は適用しない旨を規定している。

したがって、刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」については、条例第17条第3項の規定により、条例の規定は適用されない。

(2) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、同法第53条の訴訟

記録に限られず、裁判所不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解される。

(3) 「訴訟に関する書類」該当性について

実施機関は、本件請求文書である告訴状は、刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると説明する。

当審査会から実施機関に対して、告訴及び告訴状がどのようなものであるかについて確認したところ、次のとおりであった。

告訴とは、犯罪による被害者その他の法定の地位にある者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示のことをいう。

告訴状については、定まった様式を要しない一方、「告訴の事実(告訴がなされた事実)」という立証趣旨の下に公判における証拠として取り調べられるのが一般であるが、これを「被害の状況」という立証趣旨の下に実質証拠として取り調べることも不可能ではない。

上記の説明によれば、告訴状は、捜査の端緒となる告訴の内容を示す文書であり、一般に公判における証拠資料として取り調べられるものであるから、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であると認められ、「訴訟に関する書類」に該当するものである。

したがって、本件請求文書は、刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められることから、実施機関が条例第17条第3項の規定に該当するとして、本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年7月17日	・ 諮問を受けた。
令和7年7月31日 (令和7年度第4回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年9月1日 (令和7年度第5回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授